NPO法人　下川淵学童保育所　入所審査基準表

保護者氏名

【基本指数1】　※基本指数1,2で複数の項目に該当する場合は、点数が高い項目を採用する。

保護者等の就労状況				基本指数	
月勤務日数		1日の勤務時間		父親	母親
居宅外勤務	月20日以上	勤務時間が6時間以上	午後6時以降も継続する場合	20	20
			勤務終了が午後5時台まで	18	18
			勤務終了が午後4時台まで	16	16
			上記以外の場合	10	10
		勤務時間が6時間未満	午後6時以降も継続する場合	18	18
			勤務終了が午後5時台まで	16	16
			勤務終了が午後4時台まで	14	14
			上記以外の場合	8	8
	月16日以上19日以下	勤務時間が6時間以上	午後6時以降も継続する場合	16	16
			勤務終了が午後5時台まで	14	14
			勤務終了が午後4時台まで	12	12
			上記以外の場合	6	6
		勤務時間が6時間未満	午後6時以降も継続する場合	14	14
			勤務終了が午後5時台まで	12	12
			勤務終了が午後4時台まで	10	10
			上記以外の場合	4	4
	月12日以上15日以下	勤務時間が6時間以上	午後6時以降も継続する場合	12	12
			勤務終了が午後5時台まで	10	10
			勤務終了が午後4時台まで	8	8
			上記以外の場合	2	2
		勤務時間が6時間未満	午後6時以降も継続する場合	10	10
			勤務終了が午後5時台まで	8	8
			勤務終了が午後4時台まで	6	6
			上記以外の場合	0	0
居宅内勤務	月20日以上	勤務時間が6時間以上	午後6時以降も継続する場合	15	15
			勤務終了が午後5時台まで	13	13
			勤務終了が午後4時台まで	11	11
			上記以外の場合	5	5
		勤務時間が6時間未満	午後6時以降も継続する場合	13	13
			勤務終了が午後5時台まで	11	11
			勤務終了が午後4時台まで	9	9
			上記以外の場合	3	3
	月16日以上19日以下	勤務時間が6時間以上	午後6時以降も継続する場合	13	13
			勤務終了が午後5時台まで	11	11
			勤務終了が午後4時台まで	9	9
			上記以外の場合	3	3
		勤務時間が6時間未満	午後6時以降も継続する場合	11	11
			勤務終了が午後5時台まで	9	9
			勤務終了が午後4時台まで	7	7
			上記以外の場合	1	1
	月12日以上15日以下	勤務時間が6時間以上	午後6時以降も継続する場合	11	11
			勤務終了が午後5時台まで	9	9
			勤務終了が午後4時台まで	7	7
			上記以外の場合	1	1
		勤務時間が6時間未満	午後6時以降も継続する場合	9	9
			勤務終了が午後5時台まで	7	7
			勤務終了が午後4時台まで	5	5
			上記以外の場合	0	0

【基本指数2】

保護者等の状況(就労以外)				基本指数	
				父親	母親
疾病	入院		おおむね1か月以上	20	20
	居宅内療養	常時が床	疾病のためおおむね一か月以上常時床	18	18
		長期加療	医師が半年以上の加療を要し、保育できないと判断したもの	17	17
		一般療養	医師がおおむね一か月以上の加療を要し、保育できないと判断したもの	10	10
看護・介護	居宅外		介護及び看護を常態(週5日程度)とする場合	20	20
	居宅内		介護及び看護を常態(週5日程度)とする場合	15	15
	上記以外(診断書等による)の看護・介護をしている			10	10
障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級			20	20
	身体障害者手帳3級、療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳3級			15	15
	上記以外で必要があると思われるもの(身体障害者手帳4級以下)			5	5

【基本指数2の続き】

保護者等の状況(就労以外)		基本指数	
		父親	母親
災害	災害復旧等のため児童を監護することが出来ない場合	20	20
求職	求職活動を継続的に行っている場合	0	0
就学技能	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に通学している場合	居宅外勤務に準ずる	
出産	妊娠中か出産予定(出産予定日の属する月を含めた3か月以内)の場合		10
育休	育休制度を取得している場合	5	5
その他	上記に掲げるもののほか、明らかに保護に欠けると認められる場合	20	20

【調整指数】 該当する欄にのみ丸をつける

1　家庭(同居者等の状況)	
(1)ひとり親	22
(2)同居又は同一敷地内の親族がいるが就労等により不在 (不在理由により、各書類の提出が必要)	0
(3)同居又は同一敷地内の親族が在宅	−10
(4)重複該当(就労中で疾病、障害、介護、看護、就学等に相当する場合)	3
2　児童の状況(兄弟・姉妹の場合は得点が高い方を採用する)	
(1) 新1年生	5
(2) 新2年生	4
(3) 新3年生	3
(4) 新4年生	2
(5) 新5年生	1
(6) 新6年生	0
3　その他	
(1)兄弟姉妹が入所、または入所希望	1
(2)特別な支援を必要とする児童(DV・障害等) ※入所前に保護者・本人と面談を行い入所の適否を審査	2
(3)保護者が保育料等を3か月以上滞納している場合	−30

以下(4)～(6)に関して複数該当する場合は、得点が一番高い項目を採用する。		
重複無し	(4)理事会役員経験者(令和7年度以前)	3
	(5)現理事会役員(令和8年度)	10
	(6)現理事会会長又は理事会会長経験者(令和8年度以前	30
(7)上記に掲げる場合の他、明らかに調整が必要と認められる場合		1～10

【基本指数】	【調整指数】	【合計点数】

※入所の決定は合計点数の高い者から順次決定し、同じ点数の場合は、附表に基づき決定とする。